

第33回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和8年2月27日（金曜日） 開始 15:00 終了 17:00

会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 12名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 19番 松田 富夫 （4番欠番）
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 20番 島田 正弘
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 23番 上村 眞司
5番 森 通弘 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦

欠席農業委員 1名 13番 堀口 宗幸

出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

欠席推進委員 0名

議事録署名委員 23番 上村 眞司、25番 廣見 安彦

議事日程 第1 報 告 農地法第18条第6項の規定による届出について
第2 議案第194号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第195号 農地法第4条の規定による許可申請について
第4 議案第196号 農地法第5条の規定による許可申請について
第5 議案第197号 農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：新規分）
第6 議案第198号 荒廃農地調査に伴う非農地判断について
第7 議案第199号 令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について
第8 議案第200号 農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについて

出席事務局 4名 事務局長 山口 憲一 次 長 黒葛原 俊
調整係長 酒井 尋 主 事 谷口 哲平

議長（１番）

ただいまから、第３３回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、１３番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は、『農業委員１２名、農地利用最適化推進委員１３名』でございます。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。また、事務局の酒瀬川については、病気休暇の為、本日の総会を欠席させていただきますのでご了承願います。

議事録署名委員の指名

議長（１番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員は、

２３番 上村 眞司 委員

２５番 廣見 安彦 委員 をお願いします。

議長（１番）

審議に入ります前に、送付議案書の訂正並びに取り下げがありますので、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の訂正について報告いたします。議案書の１８ページをお開き下さい。議案第１９７号、農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、申請番号５番の備考にあります相続人同意の人数が４人中２人と記載がありますが、３人中２人に訂正をお願いします。次に３６ページをお開き下さい。申請番号４２番と４３番ですが、調査委員が現地調査を行ったところ申請番号４２番と４３番の作物名が逆になっていたため、農業振興課から申請人に確認した結果、内容の誤りが発覚したことから訂正をお願いいたします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりであります。

報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について

議長（１番）

それでは議案審議に入ります。

まず報告、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第１８条第６項の規定による合意解約について報告いたします。

事務局

今回の合意解約は4件でございます。内容といたしましては、農地売却による解約が理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議案第194号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第194号、農地法第3条の規定による許可申請について、であります。当該議案に2番委員と3番委員と5番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。
暫時休憩します。

（ 2番委員、3番委員、5番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第194号は、申請番号1番から8番の8件であります。先に申請番号1番と6番と7番の3件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第194号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番から8番の8件であります。先に申請番号1番と6番と7番の所有権移転に関する3件について説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請3件は、4ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしく願います。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、8番委員より申請番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

8番委員

議案第194号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、渡人は市外在住で管理できないため受人に譲渡し、受人は申請地にたばこを作付けする計画です。受人世帯は毎年、水稻、飼料用稲、たばこを作付けしており、農業従事状況については、本人と妻が360日、父と母が350日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺もたばこの作付けがあり、

8 番委員

農薬の使用については地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号1番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に6番の1件について、7番委員より説明をお願いします。

7 番委員

議案第194号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号6番の所有権移転に関する1件でございます。6番につきましては、渡人は市外在住で管理できないため受人と売買し、受人は申請地に水稻を作付けする計画です。受人は、毎年、水稻を作付けしており、農業従事状況については、本人が320日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていると考えます。また、申請地の周辺も水稻が作付けしてあり、農薬の使用については地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号6番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に7番の1件について、9番委員より説明をお願いします。

9 番委員

議案第194号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号7番の所有権移転に関する1件でございます。7番につきましては、渡人は高齢で管理できないため受人と売買し、受人は申請地に水稻を作付けする計画です。受人は、毎年、水稻を作付けしており、農業従事状況については、本人が350日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていると考えます。また、申請地の周辺も水稻が作付けしてあり、農薬の使用については地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号7番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号1番と6番と7番の3件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第194号、申請番号1番と6番と7番の3件は許可することに決定いたします
暫時休憩します。

（ 2番委員、3番委員、5番委員 入室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、先ほど審議しました申請番号1番と6番と7番の3件を除く、2番から5番と8番の5件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第194号、農地法第3条の規定による許可申請は、先ほどご審議いただきました申請番号1番と6番と7番の3件を除く、申請番号2番から5番と8番の5件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請5件は、4ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、7番委員より申請番号2番から5番の4件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7番委員

議案第194号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域の申請番号2番から5番の所有権移転に関する4件でございます。まず、申請番号2番と3番の2件については、渡人は市外在住で管理ができないため受人と売買し、受人は水稻を作付けする計画です。受人は毎年水稻、飼料用稲、甘藷を作付けしており、本人と妻が350日の農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は、飼料が作付されており、農薬の使用についても

7 番委員

地域の防除基準に従うため何も問題ありません。次に、申請番号4番と5番の2件については、渡人は市外在住で管理ができないため受人と売買し、受人は飼料用稲を作付けする計画です。受人は毎年水稻、飼料用稲、飼料を作付けしており、本人と父と母が360日の農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていきえると考えます。また、申請地の周辺は、飼料が作付されており、農薬の使用についても地域の防除基準に従うため何も問題ありません。以上、申請番号2番から5番の所有権移転の4件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に8番の1件について、27番委員より説明をお願いします。

27番委員

議案第194号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号8番の所有権移転に関する1件でございます。8番については、渡人は高齢で管理できないため受人に売り渡し、受人は家庭菜園として利用するため申請されたものです。受人は申請地にピーマン、トウモロコシ、ミニトマト、枝豆などの野菜を作付するため、全ての農地を効率的に利用する全部効率要件を満たしております。また、機械については、農地が狭いため必要はなく、労働力については、本人が100日の従事があり、技術面については、近隣の農家に指導してもらうため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていきえると考えます。また、申請地の周辺は宅地であり、農薬の使用についても地域の防除基準に従うため何も問題ありません。以上、申請番号8番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号2番から5番と8番の5件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第194号、申請番号2番から5番と8番の5件は許可することに決定いたします。

議案第195号：農地法第4条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第195号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第195号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番の1件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、10ページにあります農地法第4条第6項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、17番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

17番委員

議案第195号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。1番については、申請地は耕作不便で申請人の父が昭和50年ごろに植林しており、再造林しようとしたところ地目が変わっていないことに気付き、始末書添付で申請されたものです。申請地図面の1ページから4ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水についても自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われま。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号1番の1件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第195号、申請番号1番の1件は許可相当としますが、事業面積の合計が30アールを超えますので、農地法第5条第3項の規定に基づき宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。

議案第196号：農地法第5条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第196号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第196号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番から4番の4件であります。まず、申請番号1番の農地区分は、12ページにあります農地法第5条第2項第1号ロにあります、集団的に存在する農地又は良好な営農条件を備えている農地である第1種農地に該当します。しかし、申請地は、市役所の周囲おおむね五百メートル以内に位置しているため、農地法第5条第2項第1号ロ（2）及び施行規則第45条第2号に規定する市街地化が見込まれる区域内にある農地として判断されるため、南那珂農林振興局と協議した結果、第2種農地となることを申し添えます。次に、申請番号3番の農地区分は10ヘクタール以上の団地の区域内にある第1種農地ではありますが、相当数の家屋が連たんする地域に個人住宅を建築する申請であるため、施行規則第33条第1項第4号「居住する者の日常生活上集落に接続して設置されるもの」の不許可の例外に該当しています。したがって、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請4件は12ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、5番委員より申請番号1番から2番と4番の3件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

5 番委員

議案第196号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番から2番と4番の所有権移転に関する3件でございます。1番については、受人は現在、夫婦で借家住まいであります。串間市に永住するため、申請地に個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の5ページから9ページをご覧ください。申請地の南側が農地と隣接するがブロック塀を設置するため、土砂流出等の影響はないと考えます。また、雨水は市道側溝に流し、生活雑排水は浄化槽を通じて市道側溝に流す計画であるため問題ありません。2番については、受人は現在、4人家族で借家住まいであります。子供の成長に伴い手狭となったことから父所有の申請地に個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の11ページから14ページをご覧ください。申請地の西側と南側が農地と隣接するが周囲にブロック塀を設置するため、土砂流出等の影響はないと考えます。また、生活雑排水は合併浄化槽を通じて市道側溝に流し、雨水については自然浸透及び市道側溝へ流す計画であるため問題ありません。4番については、受人は現在、4人家族で借家住まいであります。子供の成長に伴い手狭になったことから申請地に個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の19ページから22ページをご覧ください。申請地の西側が農地と隣接するが周囲にブロック塀を設置するため、土砂流出等の影響はないと考えます。また、生活雑排水は下水道へ放流し、雨水については雨水枡を設置し、市道側溝へ流す計画であるため問題ありません。以上、申請番号1番から2番と4番の3件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に3番の1件について、6番委員より説明をお願いします。

6 番委員

議案第196号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号3番の所有権移転に関する1件でございます。3番については、受人は現在、3人家族で借家住まいであります。子供の成長に伴い手狭になったことから申請地に個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の11ページから14ページをご覧ください。申請地周囲に農地はなく、雨水は合併浄化槽を通じて県道側溝へ排水するため問題ありません。以上、申請番号3番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号１番から４番の４件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第１９６号、申請番号１番から４番の４件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

議案第１９７号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：新規分）

議長（１番）

次に議案第１９７号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分ではありますが、９番委員と１４番委員と２２番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により退室をお願いします。
暫時休憩します。

（ ９番委員、１４番委員、２２番委員 退室 ）

議長（１番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第１９７号、先に申請番号１２番と３２番と３９番の３件の審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第１９７号、農地中間管理事業に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は申請番号１番から４５番の４５件ではありますが、先に申請番号１２番と３２番と３９番の３件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請３件は、１６ページにあります、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、５番委員より申請番号１２番の１件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

5 番委員

議案第 197 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号 12 番の 1 件を説明します。この 1 件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（1 番）

次に 32 番の 1 件について、20 番委員より説明をお願いします。

20 番委員

議案第 197 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号 32 番の 1 件を説明します。この 1 件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしており、地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（1 番）

次に 39 番の 1 件について、24 番委員より説明をお願いします。

24 番委員

議案第 197 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号 39 番の 1 件を説明します。この 1 件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号 12 番と 32 番と 39 番の 3 件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第１９７号、申請番号１２番と３２番と３９番の３件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。
暫時休憩します。

（ ９番委員、１４番委員、２２番委員 入室 ）

議長（１番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、只今、審議決定をいただきました申請番号１２番と３２番と３９番の３件と取り下げのあった４２番と４３番の２件の合計５件を除く、申請番号１番から１１番と１３番から３１番と３３番から３８番と４０番から４１番と４４番から４５番の合計４０件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第１９７号、農地中間管理事業に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は申請番号１２番と３２番と３９番の３件と取り下げのあった４２番と４３番の２件の合計５件を除く、申請番号１番から１１番と１３番から３１番と３３番から３８番と４０番から４１番と４４番から４５番の合計４０件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請４０件は、１６ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、９番委員より申請番号１番から３番と９番から１１番と１３番から２１番の１５件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

９番委員

議案第１９７号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号１番から３番と９番から１１番と１３番から２１番の１５件を説明します。この１５件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者及び地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（１番）

次に４番と６番から８番の４件について、１０番委員より説明をお願いいたします。

10番委員	議案第197号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号4番と6番から8番の4件を説明します。この4件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者及び地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。
議長（1番）	次に5番と22番の2件について、7番委員より説明をお願いします。
7番委員	議案第197号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号5番と22番の2件を説明します。この2件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者及び認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。
議長（1番）	次に23番と26番から27番の3件について、16番委員より説明をお願いします。
16番委員	議案第197号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号2番と26番から27番の3件を説明します。この3件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。
議長（1番）	次に24番の1件について、17番委員より説明をお願いします。
17番委員	議案第197号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号24番の1件を説明します。この1件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。
議長（1番）	次に25番と31番の2件について、15番委員より説明をお願いします。

15番委員

議案第197号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号25番と31番の2件を説明します。この2件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（1番）

次に28番から30番の3件について、18番委員より説明をお願いします。

18番委員

議案第197号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号28番から30番の3件を説明します。この3件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（1番）

次に33番から36番の4件について、22番委員より説明をお願いします。

22番委員

議案第197号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号33番から36番の4件を説明します。この4件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（1番）

次に37番と38番の2件について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第197号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号37番と38番の2件を説明します。この2件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者及び地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（1番）

次に40番から45番のうち42番と43番の2件を除く4件について、26番委員より説明をお願いします。

26番委員

議案第197号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号40番から45番のうち42番と43番の2件を除く4件を説明します。この4件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者及び地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号1番から11番と13番から31番と33番から38番と40番から41番と44番から45番の合計40件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第197号、申請番号1番から11番と13番から31番と33番から38番と40番から41番と44番から45番の合計40件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。
暫時休憩します。

第198号：（追加議案） 荒廃農地調査に伴う非農地判断について

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいま事務局より配布されました議案第198号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について、各地区合計の182筆を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

（資料に基づき説明）

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。
それでは、各地区委員会からの意見聴取を行います。
まず、福島地区の１０筆について、３番委員より説明をお願いします。

３番委員

議案第１９８号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について、福島地区の１０筆・合計面積５，３２３㎡について説明します。令和７年１１月２８日の地区委員会で場所を選定し、令和７年１２月１９日に現地調査を行い、本日（令和８年２月２７日）の福島地区委員会で協議した結果、該当地及びその周辺の土地は山林・原野であるため、「農地法の運用について：第４の（４）のア」に規定されている「その土地が森林の様相を呈しているなど農地を復旧するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しています。したがって、今回の１０筆は、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしているため、非農地とすることは妥当であると考えます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

次に大東地区の１０３筆について、１１番委員より説明をお願いします。

１１番委員

議案第１９８号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について、大東地区の１０３筆・合計面積４５，０１５㎡について説明します。令和７年１１月２８日の地区委員会で場所を選定し、令和７年１２月１７日に現地調査を行い、本日の大東地区委員会で協議した結果、該当地及びその周辺の土地は山林・原野であるため「農地法の運用について：第４の（４）のア」に該当しています。したがって、今回の１０３筆は、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしているため、非農地とすることは妥当であると考えます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

次に本城地区の６筆について、１９番委員より説明をお願いします。

１９番委員

議案第１９８号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について、本城地区の６筆・合計面積９，２５６㎡について説明します。令和７年１１月２８日の地区委員会で場所を選定し、令和７年１２月１９日に現地調査を行い、本日の本城地区委員会で協議した結果、該当地及びその周辺の土地は原野であるため「農地法の運用について：第４の（４）のア」に該当しています。したがって、今回の６筆は、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしているため、非農地とすることは妥当であると考えます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

次に都井地区の２８筆について、２３番委員より説明をお願いします。

23番委員

議案第198号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について、都井地区の28筆・合計面積8,856㎡について説明します。令和7年11月28日の地区委員会で場所を選定し、令和7年12月19日に現地調査を行い、本日の都井地区委員会で協議した結果、該当地及びその周辺の土地は原野であるため「農地法の運用について：第4の(4)のア」に該当しています。したがって、今回の28筆は、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしているため、非農地とすることは妥当であると考えます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長(1番)

次に市木地区の35筆について、25番委員より説明をお願いします。

25番委員

議案第198号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について、市木地区の35筆・合計面積14,354.99㎡について説明します。令和7年11月28日の地区委員会で場所を選定し、令和7年12月22日に現地調査を行い、本日の市木地区委員会で協議した結果、該当地及びその周辺の土地は山林・原野であるため「農地法の運用について：第4の(4)のア」に該当しています。したがって、今回の35筆は、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしているため、非農地とすることは妥当であると考えます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長(1番)

説明はお聞きのとおりでございます。
各地区合計182筆について、他に意見はありませんか。

(なしの声)

議長(1番)

ないようですのでお諮りいたします。
今回提案した合計182筆について、各委員から報告のあったとおり、現況が山林及び原野であることから、農地法第2条第1項に定義されている「耕作の目的に供される土地」に該当しないため、非農地と判断することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長(1番)

異議なしということですので、議案第198号で審議しました合計182筆は、非農地とすることに決定し、所有者及び土地管理者へ非農地決定通知書を発行します。また、宮崎地方法務局・日南支局、市税務課、南那珂森林組合へ通知するとともに、今回照会を行った関係機関へも併せて通知します。

議案第199号：(追加議案) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について

議長（1番）

次に議案第199号、令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について、を議案とします。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

（意見書に基づき説明）

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいま提案された議案について、意見があれば出して下さい。

（なしの声）

議長（1番）

それではお諮りいたします。
令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、この内容のとおり意見書を串間市へ提出してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第199号、令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書をこの内容で提出することに決定いたします。また、意見書は武田市長へ3月12日（木曜日）に、私と会長代理で提出いたします。

議案第200号：(追加議案) 農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱

議長（1番）

次に議案第200号、農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについて、を議案といたします。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第200号、農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについて、説明いたします。提案理由につきましては、農業委員会の事務局職員は、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき農業委員会が任免することとされています。しかし、市当局との日程の都合上、臨時総会を開催しての任免を農業委員会として行うことができないため、農業委員会の事務局職員の異動の協議がある場合の任免、また新たに、

事務局

「串間市職員の懲戒処分の基準」に該当する事案が発生した場合、串間市職員の分限及び懲戒審査委員会において、「免職・停職・減給」を除く「戒告」以下の結果が通知された場合の処分について会長に一任することを提案いたします。内容につきましては、農業委員会事務局職員の任免については、令和8年3月1日から令和9年2月28日の期間、農業委員会として会長にその任免等を一任し、事後総会で報告するものです。説明は以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいま、事務局より説明がありました。何か質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですので、農業委員会事務局職員の異動に伴う任免については、市当局より異動に関する協議が令和8年3月1日から令和9年2月28日の期間になされた場合、会長職に任免を一任することを決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第200号、農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについては、会長職に任免を一任することを決定いたします。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。これで第33回農業委員会定例総会を終了いたします。

令和8年2月27日

1番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

23番 上村 眞司

25番 廣見 安彦